

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

Volksmutter : Faculty Social Worker in Weimar
Germany

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-08-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中野, 智世 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/988

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



「民衆の母」

ヴァイマル・ドイツにおける家族保護ワーカー

“Volksmütter”

Family Social Worker in Weimar Germany

中野智世

NAKANO, Tomoyo

はじめに

ドイツにおいて福祉職は、保母や看護婦と同様典型的な女性の職業として確立してきた。福祉の先駆的形態である慈善・博愛事業はながく女性の活動領域であったし、福祉職の職業化が進む中でも、この職種は主に女性によって占められてきた。現在でも福祉従事者の8割が女性であり、女性優位の性格は基本的に今現在も変わっていない。

こうした福祉職におけるジェンダー・アンバランス、女性の優位 - そして男性の劣位 - が「伝統的」な「自然のなりゆき」だけではなく、ある時期意図的に確立されてきたものであることは、近年の社会福祉史研究および女性史研究が明らかにしてきた成果の一つである¹。19世紀末から活性化する市民女性運動は、慈善・社会事業といった領域に女性の社会進出の突破口を見出した。「女性本来の資質」ことに「母性」を最も良く発揮できる活動領域であるというのがここでの見解であった。こうして、当初市民女性のボランティア活動の場であった慈善や社会事業は、

次第に「女性の職業領域」として発展していくことになる。

とはいえ、これまでの研究の多くは市民女性運動の最盛期であった第二帝政期から第一次世界大戦まで、つまり福祉職が成立する以前の時期に集中している。実際に福祉職が「女性の職業」となっていく過程の分析は数少ない。しかし、現在まで見られるこの職業のジェンダー性を検討するには、こうした母性イデオロギーが実際にどのように制度の中に編み込まれていったのか、その理念が制度の中でいかなる役割を果たしていたのか、といった「それ以後」の分析が必要である。

こうした問いにとりくむ手がかりとして本稿が検討の対象とするのは、「家族保護 (Familienfürsorge)」²と当時称されたひとつのシステムである。「家族保護」とは、社会事業界の女性リーダーのひとりであったマリー・バウム (Marie Baum) が、「近代的なソーシャルワーク」のシステムおよび方法として提唱し、1920年代のうちには全国的に広まった。このシステム自体は、救貧から社会事業へと近代化の流れの中で生まれたひとつ

キーワード：家族、ジェンダー、社会福祉、ドイツ史、ヴァイマル共和国
Key words：Family, Gender, Social work, German History, Weimar Republic

の刷新的な試みであった。しかしこれは他方で、ソーシャルワークを女性の仕事として定着させるという戦略的意図をもって構想されたものでもあった。

本稿では、この「家族保護」システムがそもそもその構想において福祉を女性の仕事と規定づけるようなイデオロギーを内包していたことを明らかにし、その上で、そうした理念がこのシステムの導入を通して、現実の制度の中にどのように埋め込まれていったのかを検討する。こうした分析を通して、「福祉職はどのようにして女性の職業となっていたのか」、その過程をイデオロギーと制度の両面から明らかにしたい。

以下では、まず「家族保護」というシステムが考案され確立していく過程を概観した後（第1章）、「家族保護」にこめられていたパウムの構想を分析し（第2章）最後に、そのパウムの構想を最も忠実に反映した自治体のひとつであるデュッセルドルフ市を例として、実際の制度化を検討していくこととする（第3章）。

1. 「家族保護」の成立

1.1 社会事業の専門分化

「家族保護」は、社会福祉事業の実践現場における業務の組織化、統一化をめざしたひとつのシステムであった。その背景にあったのは、19世紀末から20世紀初頭にかけて急速にすすんだ救貧から社会事業への展開、そして社会事業の専門分化である。³

周知のように伝統的な救貧事業は、積極的な意味での救済というよりは公共治安的観点に立ったものであった。救済は「露命をつなぐ程度」の最低限に抑えられ、被救済民となることは市民権剥奪などの政治的差別と結び

つけられていた。こうした救貧事業の実施システムとして、19世紀半ば以降ドイツ各地で広く導入されていたのがエルバーフェルト制度である。これは、名誉職の救貧委員に貧者救済に関する一切の業務を委託するというものであった。彼らは近隣の貧者を訪問し、諸状況について調査をし、「救済に値する」貧者であれば金銭・物品を支給するほか、救済の適正な使用の監視や貧者の「不道德」を戒めるなどの「教育的働きかけ」をも担っていた。貧困すなわち「不道德」という前提に立つ救貧の精神を反映して、そこでは貧者に対する監視や管理、威嚇や強制といった色彩が濃厚であった。

20世紀初頭になると、こうした救貧事業とは別に特定の問題に対応するための様々な保護事業が展開していく。乳幼児死亡、結核や性病などの伝染病、下町の過密で非衛生的な住宅など、新たな社会問題の発見がその背景にあった。こうした各種保護事業を担うのは全国各地に新設された官民の相談所であったが、個々の家庭を訪問して相談・調査を行うのは、女性の専従職員であった。例えば乳幼児保護事業であれば、医師による定期的な乳幼児相談の後、専門教育を受けた有給女性職員が乳幼児の家庭を訪問してまわり、個別の調査、相談業務、啓蒙指導などの活動を行った。ここでの主たるモチーフは医学、衛生学、教育学など諸学問を基盤とした啓蒙、教育、保護、管理であった。

こうした専門分化はしかし、実際の活動現場においては混乱を生むこととなった。保護事業が急速に展開した大都市においては、従来の救貧委員の訪問調査に加えて、「乳幼児保護員」、「結核患者保護員」など様々な名称を付した有給専従職員が戸別訪問に加わるこ

とになったのである。当時の救貧・保護事業のクライアントは大抵の場合一定の社会集団、多くは都市下層の貧困家庭、に集中していたため、相互の連絡もないまましばしば重複して行われる訪問調査や保護措置は様々な弊害を引き起こした。

ひとつの家庭に対して二重三重の家庭訪問や調査が繰り返されることは、もちろん時間と労力の浪費であった。さらに、当時の救貧関係者によって最も憂慮されたのは、当該家族がこうした状況を利用して複数の機関から金銭や物品の援助を受けようとするのではないかという問題であった。さらに、訪問者がそれぞれの見地から行う「忠告」や「教育的指導」は、しばしば相矛盾することも少なくなかった。この結果もたらされる「要保護家族」の側の非協力、拒否的態度などはすでに大戦前には広く指摘されることとなっていた。1912年、例えばある官吏は以下のように嘆いている。

「結核患者保護員がやってきて住居内の頻繁な換気を強くすすめていったかと思えば、二時間後には乳幼児保護員がやってきて乳幼児や風邪をひいて咳をしている子供達の為に室温は一定に保つのが望ましい、透き間風に注意するようにと忠告する。そしてさらには、医者の間でもまだ決着のついていない結核を病む母親の授乳問題がある。結核患者保護員は授乳を避けるようすすめ、保健婦や乳幼児保護員は授乳中の母親への奨励金をちらつかせて、断固として授乳させようとする。(…)こうした矛盾する指示が家族の側の信頼と、保護事業を担う各機関の権威、そして事業の成否に不可欠である重要な前提を著しく損なっていることは明らかである。」⁴

こうした弊害を克服する新しいシステムと

してバウムが提案したものが「家族保護」であった。

1.2 「家族保護」のはじまり

バウムが「家族保護」を構想するに至ったのは、1907年、彼女がバーデン邦の女性工場監督官を辞して、プロイセン邦「デュッセルドルフ県乳幼児保護協会」(Verein für Säuglingsfürsorge im Regierungsbezirk Düsseldorf、以下「乳幼児保護協会」と略記。)の事務局長として招聘されてからのことであった。その名称から明らかなように、同協会は乳幼児死亡の撲滅を目的として創設された。⁵ 協会の活動は、県内の乳幼児死亡統計の作成や衛生環境についての学術調査、乳幼児ホームの設立から殺菌ミルクの供給までと多岐にわたったが、その中でバウムが特に尽力したのが、乳幼児死亡率が極めて高い農村部での乳幼児保護事業であった。彼女は自身の現場経験から、乳幼児保護には母親への啓蒙や居住環境の改善、経済的支援など家族全体への支援が不可欠であることを痛感していた。そこで彼女が考案したのが、乳幼児保護に限定せず、住居、衛生、教育など多数の分野を一人で総合的に把握する有給専従女性職員の導入であった。⁶

これには農村部ならではののんびきならない事情も関係していた。というのも、同じこの時期、都市部では保護事業の専門化が進み、先に述べたように乳幼児保護員、結核患者保護員、住宅改良指導員などさまざまな専門分野別の職員が導入されていくのであるが、農村はこうした展開からは取り残されていた。現場においては名誉職の救貧委員がかろうじて従事する程度で有給専従の職員はまず存在せず、その必要性も認識されていなかった。⁷ こうした中で、専門分野ごとに複数の

有給職員を雇用させることは、協会の資金援助をもってしても容易ではなかった。さらに農村部での戸別訪問調査は、都市部とは違った困難があった。農村部での家庭訪問はしばしば遠距離を長時間かけて行われた。乳幼児保護員が担当する家庭にやっとたどり着いてみると、彼女の本来の担当である「適切な世話をされていない乳幼児」だけでなく、「くる病の子供、結核の父親、青少年非行、非衛生的な住居、経済的困窮」といった別の「問題」を発見することも少なくなかった。⁸ こうした事情に対応するためにも、農村部では複数の業務を一人の女性職員に委託することは理にかなっていたのである。

農村部、厳密には各郡部レベルで雇用された女性職員は「郡部ワーカー（Kreisfürsorgerin）」と称された。1909年、デュッセルドルフとゾーリングゲンの郡部で雇用された最初の郡部ワーカーは、里子と非嫡出児、母子、そして結核患者の保護を請け負うこととなった。この後、学齢期の児童保護、肢体不自由児、児童の保養扶助など様々な領域がさらに加わっていった。⁹ こうして、当初は「郡部保護事業（Kreisfürsorge）」の名で後の「家族保護」の原型が考案された。これら郡部ワーカーは次第に個別の地区を割り当てられ、その地区内に居住する「要保護家族」を担当するようになっていったため、地区単位の保護（Bezirksfürsorge）とも称された。救貧や乳幼児保護といった対象分野別の救貧委員や訪問調査員にかわって、ある一つの家族に関するあらゆる種類の調査・相談業務をひとりの担当ワーカーにゆだねるというこの方法は、ドイツにおける近代的ケースワークの原型となる。¹⁰

この新しいシステムをパウムが「家族保護」という名称で提唱したのは1914年のことで

あった。彼女は、農村部の社会事業の組織化を論じた報告の中でデュッセルドルフ県における自身の試みを紹介しながら、「すべての、もしくは複数の外勤業務を一人の職員の手に乗せる」方法を、従来とはことなる新しい方法、すなわち「家族保護」として定義している。¹¹ さらに第一次世界大戦下において、パウムはこのコンセプトをデュッセルドルフ市における戦時保護事業の組織化にも適用し、農村部だけでなく都市部においてもこの方法が有効であることを確信する。大戦後半の1917年、戦後の社会事業再編を論じた会議の場で、彼女は改めてこの「家族保護」を提唱する。この時期識者の間で注目を集めていたのは自治体レベルでの福祉事務所の創設であった。この福祉事務所には、従来からの公的救貧と民間慈善、そして戦時下に未曾有の発展をとげた国家や自治体の戦時保護事業などの関連事業を統合するセンターとしての役割が期待されていたのだが、この新しい行政組織にもっともふさわしい仕組みとして、パウムは「家族保護」を強く推奨している。「今日、救貧事業、孤児や里子の保護事業、住宅改良事業、母子保護事業、戦傷者や戦争遺族保護事業、(...)失業者保護事業など、様々な形で行われているすべての分野に、国民の衛生や健康、教育、経済上の諸問題すべてを統括する「家族保護」が導入されるべきである。」¹²

こうして農村部の不利な条件下で考案されたひとつのアイディアは、高度に専門分化し複雑化した都市の社会事業を統合する新しいシステムとして提唱されることとなった。そして戦後における各地の福祉事務所の創設によって、「家族保護」は自治体の行政組織の中に組み込まれていくことになる。

2. バウムの「家族保護」構想

バウムは「家族保護」を自らの現場体験の中から、新時代の社会事業に適したシステムとして考案し提唱した。しかし彼女はまた、この「家族保護」を通じて市民女性の活躍する新しい場、新しい職業を作り上げるという意図をも抱いていた。その背景にあるのは、市民女性が社会事業において果たすべき役割への確信、確固たる使命感である。バウムら社会事業のパイオニア世代の女性にとって、社会事業は彼女たち市民女性が「市民として」、そして「女性として」、特別の役割を担う領域であった。それは19世紀においては無給のボランティア活動であったが、今や使命感をもった市民女性が職業として果たすべき課題となったのである。バウムの「家族保護」構想は、こうした市民女性の独特の自己理解を基盤とした上で、その目的や従事者の職業倫理、業務内容、行政組織内での地位などを定めている。以下ではこうした観点から彼女の「家族保護」構想を検討する。

2.1 「家族保護」の「文化的使命」

1920年代の「家族保護」をめぐる議論をみると、このテーマが純然たるシステムや方法の問題としてだけでなく、「家族の危機」といった文明論的課題と常に結び付けられていることがわかる。例えば、1927年に著されたバウムの著書、「家族保護」は、この概念を定義した際、その筆頭に「家族の強化と維持」をあげている。ここではヴァイマル憲法119条が引き合いに出され、「家族保護」は家族の強化と維持という「社会政策的目標」を担うものであるとされるのである。¹³ バウムの著作に先だつ1925年、識者や官僚、行政の代表

らが集まる「ドイツ公私社会事業協会」主催の会議「家族と福祉」においても、「家族保護」の第一の意義として家族の強化が掲げられている。報告者のひとりジューモンズは、バウム同様現場での体験から包括的システムとしての「家族保護」を支持していたが、彼女によれば、「家族保護」というこの言葉は、「近代的社会事業の内的心構え」を示しており、「あらゆる社会事業と家族の間には特別な関係性がある」ことをまず意味しているという。「近代的社会事業の旗の上にこの言葉が染め抜かれるということは、家族が危機に瀕していること、そして社会事業はその保護と維持を義務付けられていることを意味する」のであった。¹⁴

近代社会において「危機に瀕している」家族を「守り強化する」ことは、バウムをはじめとする社会事業に携わってきた女性リーダーたちが、戦前から最上位に掲げてきたテーマの一つであった。例えば都市下層労働者の劣悪な生活環境、非衛生な住居、栄養失調などによる子供の発育障害、病気の蔓延、子供へのおざなりな世話、行き届かないしつけ、ケンカのたえない夫婦仲、こうした事態は彼女らにとって「家族の崩壊」という「文明の危機」にほかならず、このような「家族の窮状」を救うことこそ、市民女性がその「精神的母性」によって特別の貢献をなしうる場所であると考えられていた。実に「家族保護」という命名は、こうした市民女性の意識を端的に示すものであった。先述のように、このシステムは当初「郡部保護事業」、「地区単位の保護」、あるいは専門別ワーカーに対して「包括的保護」(Einheitsfürsorge)などと称されていた。1914年にバウムがこの新しい方法を「家族保護」の名で提唱した時、それによっ

て彼女は、このテーマを「家族」という地平に引き出し、女性固有の領域に関する問題であることを明示しようとしたのである。事実これ以後、「家族保護」システムは「家族をその崩壊から救う」ことをめざすがゆえに有用であるという議論が、飽くことなく繰り返されることになる。

こうした議論は、市民女性の抱く、社会事業における独特の使命感といった世界観を共有しないグループからは批判的となった。たとえば社会民主党の民間福祉組織である「労働者福祉団」を率いるヴァッヘンハイムは、「社会全体が変わらなければ達成し得ないような目標を社会事業の目的とするのはナイヴである」と述べ、「家族保護」という言葉で家族の再建が可能だとロマンチックに思い込んでいる人々」を皮肉っている。¹⁵ また、救貧・社会事業理論の第一人者であるクルムカーも、「家族保護」という名称は包括的ソーシャルワークを美化しただけ」と批判している。¹⁶

しかし、バウムをはじめとする女性リーダーたちの確信は揺るぎなかった。それどころかこうした議論は、「ドイツ公私社会事業協会」のような社会事業界における有力なサークルの中にも支持者を見出した。問題を「家族の保護」という文明論的課題と結びつけることは、戦後の社会的激変の中で道徳的危機意識を強めていた保守層に、そしてさらには優生学、人口学的見地にたつ専門家集団にいたるまで幅広い共鳴板を見出したのであった。

2.2 「民衆の母」としての家族保護ワーカー

バウムは、「家族の強化と維持」という「高次の」目的のために現場で尽くす家族保護ワーカーには市民女性こそがふさわしいと考

えていた。彼女の家族保護ワーカー像を端的に示すのが、「民衆の母」¹⁷ という表現である。バウムの理解では、家族保護ワーカーは「家族の守り手」として、近隣の「問題家族」にたえず目を配り、いざとなれば「母のような」犠牲的精神と献身でもって救いを求める家族のために尽くすという存在であった。そのため、家族保護ワーカーは担当地区内に相談所をもつだけでなくそこに居住し、「乳幼児や学童保護、児童の保養扶助、(...)お祝いやお祭り、産褥の床や母親・両親学級、図書館や教会、クリスマスのお祝いなど様々な機会に、両親や子供たちと共に喜び共に悲しみ、彼らの様子を観察し、彼らの境遇を知り学ぶ機会をもつこと」¹⁸ が重要であった。

そして、バウムが理想とするそのような家族保護ワーカーと「要保護家族」との関係性は、「その昔の農民と地主夫人」、あるいは「教区民と牧師夫妻」との間のそれであった。¹⁹ 家族保護ワーカーは母のように寄り添うだけでなく、上に立つ庇護者として人々を指導し、教化し、「崩壊した家族」を望ましい状態へと導く役割を担うと考えられていた。アーヘンのカトリック女子社会事業学校長マリア・オッフェンベルクは、家族保護ワーカーを「被保護者の困窮について最も熟知」し、「苦悩の場に立ち入る事ができる存在」とした上で、その役割を以下のように定義する。「ワーカーは、具体的な提案や励ましによって家庭の母親の経済的能力を目覚めさせ、居心地のよい家庭作りの意味を知らしめ、子供たちの心身の成長に対する関心を高めるよう働きかけなければならない」²⁰

こうした家族保護ワーカーは、従来の専門別ワーカーとは全く異なる職種として想定されている。バウムによれば、専門別ワーカー

は基本的には医師や行政官吏の指示をうけて相談業務や調査を請け負うのであって、彼らの補助的役割を担うにすぎない。それに対し家族保護ワーカーは家族全体をひとりで担当し、ひとつの家族の中の諸問題やその連関を把握しながら、その家族の「救済」の道を探らなければならない。彼女らは経済的困窮や教育問題、衛生・医療などあらゆる諸問題に関して家族の相談に乗り、家族の全体状況を把握・調査した上で「社会的観点」にたった援助プランをたて、行政や民間の各機関と連絡をとりながら必要な措置を促すという幅広い役割を負う。各専門領域についての知識もさることながら、全体を見とおす能力、必要な措置をコーディネートする能力など、より多面的で総合的な能力が必要とされるのである。²¹

こうした家族保護ワーカーたる資質としてバウムがくり返し主張したのは、社会問題への深い理解、「社会的使命」の自覚、そしてリーダーシップとカリスマ性であった。十分な専門教育はもちろんのこと、家族保護ワーカーには「人間としての成熟、犠牲を払う用意のある人格者」が必要なのであった。²² こうした主張の中に、かつての市民ボランティア女性に共有されていた「社会的使命」意識の再現をみることができる。

バウムは、家族保護ワーカーは、行政内においても専門別ワーカーとは全く異なる地位を占めるべきだとみなしていた。それは各段に広い権限を有し、重い責任を負うべき職種であって、行政官吏や医師の下で働く補助的職種ではなく、彼らと対等な立場にあるべきであった。官吏が行政の立場を、医師が医療的見地を代表するのに対し、家族保護ワーカーは福祉専門職として社会的見地を代表す

る存在でなければならなかった。バウムは後に次のように記している。「彼女らは行政の中でそれにふさわしい地位だけでなく、新しい活動領域を確立していくのに不可欠な行政内での自立性を与えられる。彼女等の仕事が医師や官吏、民間協会などのそれと交わる場合、そこでは上下関係ではなく共通の課題に立ち向かう対等な職業にあるもの同志の関係を指向すべきである」。²³

2.3 市民女性の職業としての家族保護ワーカー

バウムが「家族保護」の導入を通して作り上げようとしたのは、「女性固有の」、高度な専門職であった。高い「社会的意識」をもち、献身する用意のある市民女性にこそふさわしい職業として作り上げようとしたのである。こうしたバウムの意図の背景には、彼女のめざす理想とは隔たった当時の現実状況があった。社会事業に有償の労働力として参入するのは、必ずしも「社会的使命」を自覚した市民女性ばかりではなかった。ことに大戦下、専門職需要の高まる中で、仕事を求めて大量の女性たちがこの職種に流れ込むようになると、バウムをはじめとするパイオニア世代は、この職業が「レベルの低い」「補助的な」ものになってしまうことを危惧するようになる。バウムの「家族保護」は、まさにそうしたことへの危機意識を反映して構想された側面があった。すでに1914年の報告において、彼女は次のような期待を表明している。

「このシステム（家族保護：筆者注）は、様々な方面にとって好都合であるように思われます。まず第一に、もしこの仕組みによって家族保護ワーカーの仕事が自律的なものとなり、またそのように組織されるなら、私た

ちが望むような最も優れた最も教養ある女性達を社会事業に引き入れ、この仕事にとどまらせることができるでしょう。まさにそれが私たちの希望なのです。なぜなら、たえず拡大している社会事業において、人々の家や家庭に入り込むことはそれが真の文化的啓蒙であり、最良の意味での国民教育的な仕事である限りにおいてのみ許されることだからです。

国民教育、文化的啓蒙、家族の保護と維持、こうした大きな使命を日常の業務の中で担うのが「民衆の母」である家族保護ワーカーであった。であるからこそ、彼女はこの同じ報告の中で「文化的にさして高くないレベルの女性達が安価な労働力として社会事業に動員されるという悩ましい状況」を憂えていた。そして同時に、福祉職への「男性の雇用」も、「同じ過ち」として批判したのであった。²⁴

3. 「家族保護」の制度化：デュッセルドルフ市を例に

パウムの提唱した「家族保護」は、戦後急速にすすめられた福祉行政機構の整備の中で次第に採用・実施されていく。行政側にとって「家族保護」システムのメリットは、まず何よりもその経済性であった。戦中戦後を通じて急速に拡大した自治体の福祉業務に対して、個別の専門ワーカーをその都度雇用するよりは、家族保護ワーカーの方が経済的であるとの判断である。共和国期末の1930年頃にはドイツの6割の自治体がこのシステムを採用するにいたった。

本章では、「家族保護」が実質的に広がる中で、このシステムに内包された市民女性による「家族の維持と保護」といった構想が、現実の制度の中にもどのような形で盛り込まれて

いたのかをデュッセルドルフ市を例に検討する。

3.1 「家族保護」の導入

前述のように、デュッセルドルフ県は戦前からパウムが「家族保護」システム導入を試みた地域であった。²⁵とはいえ当初それは農村部に限られていた。県内の他の都市部同様、デュッセルドルフ市においても戦前には複数の専門ワーカーが従事していた。1905年に乳幼児保護員が雇用されたのを皮切りに、結核患者保護員、学童保護員、そして1918年にはあらたに居住福祉員が加わった。これに対し、福祉行政機構の整備が本格化しはじめた1919年には、パウムの後継者であった「乳幼児保護協会」事務局長マリー・クレーネが福祉事務所の組織化指針の中で「家族保護」の導入を具体的に提案している。²⁶

こうした働きかけがデュッセルドルフ市に受け入れられるのは1921年頃であった。この時行政内で「家族保護」導入に尽力したのが、居住福祉員として雇用されたマルガレーテ・コルデマンであった。²⁷コルデマンはスイスの大学で博士号を取得し、戦中は戦争局女性部の保護事業に携わった後、1919年同市に採用された。コルデマンもまた、「家族保護」を合理的かつ効率的な仕組みとして全面的に支持しただけでなく、市民女性の力で「家族の再建」をめざすというパウムやクレーネの理想を内面化していた。例えば戦後の「家族の荒廃」を彼女は次のように述べる。「戦争は、何千という家庭を荒廃させた。工場や商店、郵便局や鉄道など、女性達は男性の職業につく中で、家事への喜びとセンスを失ってしまった。さらに戦争中はあらゆる家政、家事についての教育が全くおざなりにされてし

まった。縫ったり編んだりアイロンをかけた料理をしたり、そうしたことを学ぼうにも材料がなかった。女性達は、秩序ある家政のきりもりが再びできるようにならなければならない。家庭を作り上げる能力を再び獲得しなければならない。」その「家庭」において、「夫や子供達は破壊されてしまったものを再建するための倫理的力を養うことができる」のだという。²⁸

コルデマンによれば、主婦であり母親である女性達が「再び」居心地のよい家庭を作ることができるよう働きかけることこそが家族保護ワーカーの任務であった。コルデマンにおいては、それは必然的に「女性の領域」であり、そこで必要なのは「あれやこれやの専門知識」ではなく、「精神的態度」であった。²⁹コルデマンにおいては、パウム以上に「女性独自の能力」への確信がうかがわれる。

3.2 デュッセルドルフ市の「家族保護」システム

デュッセルドルフ市の「家族保護」システムは、このコルデマンの強い使命感と「リーダーシップ」によって確立された。³⁰彼女はまず、「良心的な女性でさえあれば構わない」という行政側の主張を立退けて、実務経験の豊富な女性や専門教育を受けた女性のみを福祉職員として採用した。その後、行政内での管轄をめぐる様々な対立、「女性がイニシアティブを握ろうとすることへの反発」等々を乗り越えつつ、1923年には「家族保護」導入を実現したのであった。同年、福祉事務所に家族保護課が新設され、コルデマンは自ら初代課長に就任した。コルデマンの行政内での地位は、児童福祉課長、保健衛生課長などと並ぶ高い地位であり、20人あまりの家族保

護ワーカーも、他の自治体でみられたように医師や他部局の行政官吏ではなく、彼女の直属であった。家族保護ワーカーはすべてプロイセン州の定める公的資格の保持者であり、そのほとんどが官吏や常勤公務職員という安定した雇用関係にあった。同市の家族保護ワーカーは、雇用、給与、専門教育と有資格者の割合などにおいて、全国的にみても恵まれた状況にあったといえる。³¹

ではこうした家族保護ワーカーの業務はどのように規定されていたのだろうか。コルデマンの手による服務規定によれば、まずその第一条において、「家族保護」とは同市福祉・保健衛生事務所の外勤業務、すなわち要保護者に直接接する仕事を意味すると同時に、家庭の幸福増進につとめるものであると定義されている。つまり行政内の業務分担を示す一方で、家庭の幸福増進につとめるという「使命」もまた述べられている。福祉事務所広報に掲載された解説によれば、あれやこれやの業務分担は「家族保護」の外的形態を示すにすぎない。「家族保護」の仕事の本質は、「家族という心情によって結びついた共同体」の上に築かれるのであって、その目的は、病んでいる家族を「その家族自身が持っている、世話や教育のための能力を引き出しながら健全化と自立化へと導く」ことであった。それによって「家族の崩壊を意識的におしとどめようとするのが家族保護の精神」なのである、と説かれている。「家族保護」が単に行政上の組織というだけでなく、「家族の健全化」に奉仕するものであるという確信が、自治体行政の規定にまで浸透していることがうかがえる。

こうした家族保護ワーカーの主たる業務の重点は、家庭訪問という形で行われる「家庭



「家族保護ワーカー」

出典：Regierungsbezirk Düsseldorf, Bd.2, Düsseldorf
1926, 26頁

での扶助」である。この家庭訪問を通してワーカーは、「家族すべてと知り合いになり、家政の状況や家庭内での秩序、清潔さ、家族一人一人の様子について完全なイメージを得ることができる。さらに家族と親しい関係を築くことで、忠告や援助などを通してその困窮を除去し、両親や子供に教育的に働きかけることができる」のであった。家庭訪問を補うのが、地区内の相談所で行われる相談業務である。ここでは、援助を求めてやってくる家族のあらゆる相談にのり、当該機関に連絡し、必要な措置を促すことが義務付けられている。

パウムのいう「民衆の母」というワーカー像を象徴的に示すのは、家族保護ワーカーが定期的で開催する母親や両親を集めた「夜の集い」である。近隣の女性達が集まって、共に「縫いものをしたり繕いものをしたり」、「メルヘンなどの良い本を読んだり」、「ささやかなパーティー」を楽しむ中で、「共同体意識を高め、女性達にたいして家政や母親としての役割を学ばせる」ことがこうした集いの主眼であった。こうした集まりにおいて、

「地区内の人々の母」、「地域の社会的心情の中核」といった家族保護ワーカー像の具体化がめざされたと言えるであろう。³²

こうした家族保護ワーカーのイメージは行政側によっても宣伝された。たとえば、1921年デュッセルドルフ市福祉事務所発行の小冊子においては、家族保護ワーカーの業務は「慈愛の精神に満ち、苦難や病の床を発見し、助け、支援する官の行為」とであると表現される。³³ 家族保護ワーカーは、行政内にありながらも福祉業務の「人間的な側面」を象徴する役割を負っていることがわかる。福祉の官僚化、組織化が進む中で、家族保護ワーカーは「人から人への援助」という古くからの「良き」イメージを体現する存在でもあった。そしてそれは、「慈愛」や「献身」といった母性的資質と結びつけられていた。

「家族保護」システムの導入は、職業としての福祉職のイメージをはっきりと女性向けに固定することとなった。専門ワーカーと家族保護ワーカーを比較したある同時代文献は、前者の仕事の本質が学問的、医学的なものであるのに対して、後者のそれは助けを求める人々への個人的関心を前提とするとしたうえで、次のように結論付ける。こうした「家族保護」における業務は、「管轄や権限を問題にすることなく、困窮者を見れば助けたいという衝動をもつ女性の本質に最もふさわしい」³⁴ と。

おわりに

「家族保護」システムは、市民女性がかつてボランティアとして担ってきた活動を女性の専門職として形作る、という意図のもとに構想された。「危機に瀕した家族を救う」こと、そしてそれを社会の「エリート」たる市民女

性が担うという使命感、こうしたコンセプトが、「家族保護」という回路を通して自治体福祉の日常業務の中に織り込まれていった。「家族の維持と強化」という課題は家族保護ワーカーの日々の家庭訪問や地域の「母親の集い」という業務内容として規定され、市民女性の使命感は、「献身」や「社会問題への高い意識」としてそのままワーカーの職業倫理となった。こうした女性役割を念頭においた「家族保護」は、福祉職を「女性の仕事」として特徴づけ、確立するのに貢献した。他方でそれは男性の福祉職参入を困難にしたのであった。³⁵

ただし、バウムら市民女性の考える「高度な専門職」としての社会的認知は、1920年代の社会的現実の中では根付いたとはいえなかった。当時好んで用いられた「女性福祉官吏 (Sozialbeamtin)」という言葉のもつ高い職業イメージとは裏腹に、現実の家族保護ワーカーの社会的地位はさして高いものではなかった。確かに、家族保護ワーカーは従来の専門別ワーカーに比べれば有資格者の割合も高く、雇用や報酬においても有利であった。³⁶ デュッセルドルフ市の例が示すように、「家族保護」システムの導入自体は女性福祉職員の地位の向上にささやかながら貢献はした。しかし、バウムが本来構想していた、医師や行政官吏とも対等な立場にたつ高度な専門職といったレベルの認知には程遠かった。デュッセルドルフ市のような「先進的」地域においても、行政が家族保護ワーカーの仕事を正当に評価しないことがくり返し嘆かれている。地域によっては、専門教育も資格もないまま、行政の末端で「何でもするお手伝いさん」として従事しているケースも少なくなかったのである。

また、「社会的使命感」を職業倫理として内面化した家族保護ワーカーにとって、彼女らが福祉行政の中で達成できることは限られていた。高い失業率、大量の困窮者の群れ、厳しい財政状況下で年々削減される福祉予算、こうした状況の中では、無力感に陥るものも少なくなかった。デュッセルドルフ市のある古参ワーカーは1928年にこう記している。「大衆困窮のますます深まる中、(...) 真剣に仕事に取り組んでいる家族保護ワーカーであればあるほど無力感を感じざるをえません。彼女らは人々の困窮を目にし、そして自らの力の限界を感じるのです。」³⁷ 「家族の再生」をめざしてはいても、目の前の貧困家庭に手をさしのべることも困難な状況が、彼女たちの日常の現実でもあった。

注

- 1 基本文献として Sachße, Christoph, *Mütterlichkeit als Beruf. Sozialarbeit, Sozialreform und Frauenbewegung 1871-1929*, Frankfurt a.M., 1986; Zeller, Susanne, *Volksmütter: Frauen im Wohlfahrtswesen der zwanziger Jahre*, Düsseldorf 1987. 上記の二作のタイトルからも明らかのように、分析のキーワードは「母性」である。また、比較的最近のものとして Schröder, Iris, *Arbeiten für eine bessere Welt. Frauenbewegung und Sozialreform 1890-1914*, Frankfurt a. M./N.Y. 2001. 邦語文献として岡田英己子「ドイツ社会事業成立過程における職業化についての一考察」『社会福祉学』第26 1号 (1985)、107-127頁、姫岡とし子『近代ドイツの母性主義フェミニズム』勁草書房、1993年、拙稿「社会福祉専門職における資格制度とその機能 - 「資格化」とボランティアの間で」望田幸男編『近代ドイツ = 資格社会の展開』名古屋大学出版会、2003年、177-210頁。

- 2 「家族保護」に関する先行研究については、拙稿「家族扶助制度の成立とその理念 - ヴァイマル共和国期の公的扶助」(『史論』47集、1994年、62-78頁)を参照。なおここではFamilienfürsorgeに「家族扶助制度」の訳語をあてているが、日本における社会福祉分野の関連用語を検討の結果、本稿では「家族保護」とした。実際にはこのFamilienfürsorgeという概念は多義的であり、福祉実践の方法であるだけでなく、福祉行政内の組織、制度、ソーシャルワーカーの業務形態、福祉事業における家族の重視など多様な内容を含むため、論じる内容に応じてその都度訳語をあてるべきであると考え。なお、訳語に関しては岡田英己子氏のご教示に感謝したい。
- 3 以下の概観については、拙稿「家族扶助制度の成立とその理念」、Sachße, *Mütterlichkeit*, Sachße, Christoph/Tennstedt, Florian (Hg.), *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland*, Bd. 2, Stuttgart u.a. 1988, S. 25ff. 等を参照。
- 4 引用部分はWeissenborn, H., “Die Zusammenfassung der verschiedenen sozialen Fürsorgeeinrichtungen in größeren Städten, unter Mitberücksichtigung der Bureaueinrichtungen”, in: *Concordia*, Oktober 1912, Nr. 20, S. 413. Vgl. Lohmer, “Die Zentralisation der gesundheitlichen Fürsorge in den Kreisen”, in: *Deutsche Vierteljahrsschrift für öffentliche Gesundheitspflege*, XLVI Bd., 4 H., 1914, S. 614-631.
- 5 1907年、デュッセルドルフ市の医学参事官で小児科医のシュロスマン (Arthur Schloßmann) のイニシアティブで創設され、1917年にVerein für Säuglingsfürsorge und Wohlfahrtspflege im Regierungsbezirk Düsseldorfに改称。同協会については、Rüdenhausen, Adelheid Gräfin zu Castell, “Die Erhaltung und Mehrung der Volkskraft. Die Anfänge der sozialhygienischen Gesundheitsfürsorge im Regierungsbezirk Düsseldorf”, in: Behnken, Imbke (Hg.), *Stadtgesellschaft und Kindheit im Prozeß der Zivilisation*, Opladen 1990, S. 26-42; Stöckel, Sigrid, “Gesundheitswissenschaft, bürgerliche Frauenbewegung und Familienfürsorge. Der Verein für Säuglingsfürsorge im Regierungsbezirk Düsseldorf E.V.”, in: Hubenstorf, Michael u.a. (Hg.), *Medizingeschichte und Gesellschaftskritik. Festschrift für Gerhard Baader*, Husum 1997, S. 189-208.
- 6 Baum, Marie, *Familienfürsorge*, 2. Aufl., Karlsruhe 1928, S. 9ff; dies, *Rückblick auf mein Leben*, Heidelberg 1950, S. 148f. なおバウムの略歴については、Lauterer-Pirner, Heide-Marie, “Marie Baum”, in: Knorr/Wehling (Hg.), *Frauen im deutschen Südwesten*, Stuttgart u.a. 1993, S. 204-210.
- 7 Baum, Marie, *Die Wohlfahrtspflege, ihre einheitliche Organisation und ihr Verhältnis zur Armenpflege*, München/Leipzig 1916, S. 5.
- 8 *Jahresberichte des Vereins für Säuglingsfürsorge und Wohlfahrtspflege im Regierungsbezirk Düsseldorf*, e. V., 1916/19, Erster Band, Düsseldorf, S. 182 f.
- 9 ウォルムス、ベルリン・シャルロッテンブルクでも同様のこうした試みがあった。ただし、デュッセルドルフが乳幼児保護を出発点としているのに対し、前者は住宅改良、後者は学童保護をその基盤としていた。Baum, *Familienfürsorge*, 1928, S. 6ff.
- 10 こうした位置付けについては、Müller, C. Wolfgang, *Wie Helfen zum Beruf wurde*, Bd.1, 1999, Weinheim/Basel S. 178ff; Landwehr, Rolf/Baron, Rüdiger (Hg.), *Geschichte der Sozialarbeit*. 3. Aufl., Weinheim/Basel, 1995, S. 110ff; Sachße, *Mütterlichkeit*, S. 243ff, 248f.
- 11 Baum, *Die Wohlfahrtspflege, ihre einheitliche Organisation*, S. 15.
- 12 Baum, Marie, “Aufgaben, Einrichtungen und Organe der Wohlfahrtsämter in Stadt- und Landkreisen” auf der Tagung der “Freien Vereinigung für Kriegswohlfahrtspflege” vom Dezember 1917 in Hamburg, zitiert bei Baum, *Familienfürsorge*, 1928, S.22.
- 13 Baum, *Familienfürsorge*, 1928, S. 5.
- 14 Simons, Gerda, “Die Bedeutung der Familienfürsorge als verbindendes Prinzip der Gesundheits-

「民衆の母」

- Wirtschafts- und Erziehungsfürsorge”, in: Polligkeit, Wilhelm (Hg.), *Familie und Fürsorge*, Langensalza 1927, S. 135.
- 15 Hellinger, H./Wachenheim, H., “Familienfürsorge-Einheitsfürsorge”, in: *Arbeiterwohlfahrt*, 2. Jg. 1927, H. 4, S. 108.
- 16 Klumker, C., “Familienfürsorge und Kinderfürsorge”, in : *Zentralblatt für Jugendrecht und Jugendwohlfahrt*, 1928, Nr. 11, S. 285. クルムカーは、児童福祉を独自の個別領域として確立しようとする立場から「家族保護」に最も批判的であった論者の一人である。
- 17 Baum, Familienfürsorge, 1928, S. 127; dies., *Rückblick auf mein Leben*, S. 148. 原語はVolksmütterであるが、ここでのVolkとは一般民衆といった意味で使われており、国民や民族といった意味合いを読み取ることはできない。そのため、「民衆の母」という訳語をあてた。多義的なフォルク概念については、田村栄子『若き教養市民層とナチズム』名古屋大学出版会、1996年、41-42頁。
- 18 Baum, *Familienfürsorge*, 1928, S. 36.
- 19 Ebda. Vgl. Baum, Marie, “Zusammenfassende volksgesundheitliche Familienfürsorge”, in: dies. (Hg.), *Grundriss der Gesundheitsfürsorge*, München 1923, S. 341-6.
- 20 Offenberg, Maria, “Die sozialpädagogische Bedeutung der Familie und die Familienfürsorge”, in: Nohl, H./ Pallat, L.(Hg.), *Handbuch der Pädagogik*, Bd. 5, Langensalza 1929, S. 37.
- 21 Vgl. Baum, Marie, “Familienfürsorge”, in: Karstedt, O.(Hg.), *Handwörterbuch der Wohlfahrtspflege*, Berlin 1924, S. 133-136; dies., “Familienfürsorge”, in: Dünner, J.(Hg.), *Handwörterbuch der Wohlfahrtspflege*, Berlin 1929, S. 224-227.
- 22 Baum, Familienfürsorge, 1928, S. 40; *Wohlfahrtsamt und Familienfürsorge. Gekürzter Bericht über die Tagung des Fachausschusses für städtisches Fürsorgewesen*, Frankfurt a. M. 1921, S. 33.
- 23 Baum, *Rückblick auf mein Leben*, S. 148.
- 24 Baum, *Die Wohlfahrtspflege, ihre einheitliche Organisation*, S. 18 u. 4.
- 25 この路線は1914年に彼女が事務局長を辞した後も引き継がれ、デュッセルドルフ県は全国的にみても「家族保護」システムが最も貫徹した地域となった。Heynacher, Martha, *Die Berufslage der Fürsorgerinnen*, Karlsruhe 1925, S.18.
- 26 Richtlinien für ein Wohlfahrtsamt einer Stadt, Anhang: Wirksamkeit der Fürsorgerinnen, in: *Jahresberichte des Vereins für Säuglingsfürsorge und Wohlfahrtspflege im Regierungsbezirk Düsseldorf, 1916/1919*, Bd. 2, S. 293ff. クレーネはすでに戦前からウォルムスで「家族保護」に類似した仕組みを考案、実施しており、居住福祉を基盤とした都市部での「家族保護」構想をもっていた。
- 27 そもそもコルデマンの採用を働きかけ、「居住福祉を基盤として「家族保護」システムを導入するよう」彼女に指示したのはクレーネであった。Cordemann, Margarete, *Wie es wirklich gewesen ist*, Gladbeck 1963, S. 166. コルデマンは、「家族保護」導入の際にも、「乳幼児保護協会」のシュロスマン（注5を参照）やクレーネ、そして女性市議らの強力な支援があったと回想している。「乳幼児保護協会」というロビー団体、そして協会の人脈を含めた市民女性運動のネットワークが影響力をもっていたことがうかがわれる。
- 28 Cordemann, Margarete, “Wohnungspflege in Düsseldorf”, in: *Rheinische Blätter für Wohnungswesen und Bauberatung*, 1919, H. 9/10, S. 229.
- 29 Cordemann, Margarete, “Verbindung von Wohnungs- und Wohlfahrtspflege in Stadt und Land”, in : *Rheinische Blätter für Wohnungswesen und Bauberatung*, 1920, H. 8, S. 189; dies., “Ergänzende Betrachtungen zu dem Aufsatz von Dr. Fürst”, in: *Soziale Praxis*, 1928, H. 15, S. 356.
- 30 コルデマンの指導力、カリスマ性については、彼女の辞任の際に福祉事務所広報が掲載した記事でも言及されている。“Ausscheiden von Fräulein Dr. Cordemann”, in: *Monatsblatt des städtischen Wohlfahrts- und Gesundheitsamtes Düsseldorf*,

- April 1927, Nr. 4, S. 53f.
- 31 Cordemann, Margarete, *Wie es wirklich gewesen ist*, S. 158-174; *Entwicklung des Düsseldorfer städtischen Wohlfahrtsamtes*, Düsseldorf 1926, S. 14-19; Heynacher, 1925, S. 10, 18, 45ff.
- 32 “Dienstanweisung für die Familienfürsorgerinnen”, in: *Monatsblatt des städtischen Wohlfahrts- und Gesundheitsamtes Düsseldorf*, 1927, Nr. 7, S. 101-3; “Familienfürsorge”, in: *Ibid.*, 1928, Nr. 11, S. 179-182.
- 33 Wilden, Josef, *Auf dem Wege zur Wohlfahrtspflege*, Düsseldorf 1921, S. 18f.
- 34 Richter, *Wohlfahrtsamt und ländliche Wohlfahrtspflege*, S. 62, zitiert bei: Ladwig, Arthur, *Entwicklungstendenzen der Wohlfahrtspflege mit besonderer Berücksichtigung der Familienfürsorge*, Berlin 1924, S.112.
- 35 青少年福祉などの分野で少しづつ地歩を固めつつあった男性福祉職員は、各自治体が「家族保護」を採用することで実質的に排除されるか、「例外的に」専門ワーカーとして雇用されることとなった。ドイツ男性福祉職員連盟会長のメニッケは以下のように苦言を呈している。「もしベルリンの地区福祉事務所が男性福祉職員に乳幼児保護を強制するとしたら、これは全くナンセンスだ。(…)男性福祉職員は乳幼児保護どころか、あらゆる保健衛生上の業務に不適であることは明らかである。男性は「家族保護」のシステムとは相容れないのである。まさにそれゆえに、男性福祉職員の雇用に対する異議が唱えられているのだ。」Mennicke, C., “Grenzen der Familienfürsorge”, in: *Soziale Praxis und Archiv für Volkswohlfahrt*, Nr.4, 1926, S. 97ff.
- 36 Heynacher, 1925, S. 49.
- 37 Simon, Wilhelmine, “Die Verbindung des Ideen Inhaltes der amtlichen und privaten Fürsorge durch die Familienfürsorge”, in: *Monatsblatt des städtischen Wohlfahrts- und Gesundheitsamtes Düsseldorf*, 1930, Nr. 3, S. 39.